

議長（高木将君） 次，11番茅根猛君の発言を許します。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 11番の茅根猛でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思えます。

昨今、毎日のように財政再建団体となった夕張市の状況が報道されております。ちまたでは当市では大丈夫かとの声も聞かれる状況にありますが、そのような状況をつくり出さないためにも今日段階から行政と議会が知恵を出し合いながら、施策展開を図っていくことが極めて重要であろうと考えます。特に三位一体改革の税源移譲などにより、大変厳しい財政運営になりますが、行政として地方債いわゆる借金を返済しつつ新総合計画を踏まえ、経費の節減と限られた財源を将来を見通し、有効に活用することを基本に、行政力改革に徹底して取り組むとの考えであることから、議会としても議員の皆さんとともに、市へのチェック機能を果たしつつ、将来を見据えた対応と提言をしていく考え方に立っているのは私ばかりではないと確信をしているものであります。そういう意味から、市民の皆さんにはそれを注視していただくお気持ちと、一方で監視と提言をお願いしたいと思うところであります。それらを踏まえつつ質問に入らせていただきます。

まず、税収の確保についてであります。今回は特に、滞納対策に視点を当てて質問をさせていただきます。平成19年度の当初予算は、一般会計で前年度比の1.5%減の約234億円であり、緊縮型予算となる中で、多種多様な市民の要望に十分答えられない状況となっております。さらに国の三位一体の改革は、その税源移譲に伴い、今後は各市町村に配分される交付税は、移譲額をすべて徴収したとみなして算定されているため、市独自で十分な税収を確保できなければ、交付税削減の影響でさらに財源不足に陥る懸念もあります。ましてや、当市は地方税収に対する人件費支出の比率が約122%と、自前の税収だけでは職員の給料も賄えないなど年々厳しい財政運営を強いられ、まちづくりの活性化策にも影を落とすことになると考えます。

このような中、1つの光明は関係職員の努力により市民税の徴収率が県内1となっていることであり、敬意を表したいと考えます。しかしながら、今日時点市税の滞納状況は約6億円となっており、税の公平、公正な負担の実現には程遠いものとなっております。課題としてとらえざるを得ないのが現状であろうと考えます。三位一体改革の税源移譲措置がなされる中、今後は特に常習滞納者、高額滞納者、市営住宅費、給食費、国保等滞納者に対し主幹部の徴収体制の充実はもとより全庁的な認識、体制づくりを含めて、より一層の滞納整理が義務付けられたと認識しているものであります。これらに対する所見について伺いをいたします。あわせて、各種の滞納整理についての今後の取り組みなど、次の諸点について明らかに願いたいと存じます。

1つとして、徴収体制の充実について滞納整理特別体制、あるいは全庁的な取り組みの考え方についてであります。2つ目、高額滞納者及び常習滞納者の現状と、具体的対策についてであります。3つ目、市営住宅費の滞納状況と具体的対策について。4つ目、給食

費の滞納状況と具体的対策について。5つ目、国保の健全化のための滞納対策の一環であります資格証明書あるいは短期の関連ですね、こういったところの交付状況 いわゆる交付予告と申しますが とその効果及び問題点について。6つとして、これらの滞納整理にかかわるタイヤロック、コンビニ納付、祝い金の停止についての市当局の見解についてお伺いをいたします。

2つ目としまして、学校施設検討協議会の答申についてであります。本市における小中学校は、児童生徒の減少傾向にあり、学級数の減少とそれに伴う学校の小規模化は、複式学級の増加や中学校における運動部の減少、さらには学校施設の耐震化対策等々教育にさまざまな影響を及ぼしており、これらを改善解消すべく、常陸太田市学校施設検討協議会において平成17年12月7日より10回の会合、視察を経て18年11月16日に答申が教育委員会に提出されたものであります。この間の17名の各委員の方々には敬意を表したいと存じます。さて、その答申結果を踏まえての早急な具体策の確立と具体的実施スケジュールの展望を示すことが必要であると考えます。そこで次の諸点についてご所見を承りたいと存じます。

1つは、答申における小中学校の適正規模、幼稚園のあり方、学校施設の整備についての主な答申概要について明らかに願いたいと思います。2つ目、その答申を踏まえ、教育委員会として整備していくに当たっての、整備の優先順位づけ、年次的計画的な学校施設整備についてどのような献立で取り組むのか、ご所見をお伺いしたい。3つとして、その小中学校の統合と適正規模実現に伴う学区制の問題、及び通学手段についてのご所見を承りたいと思います。

大きい3番目、自治基本条例の制定についてであります。当市は先般常陸太田市新総合計画を策定し、平成19年度を初年度とし5年間の基本計画を定め、総合的体系的にその実現のために必要な施策の展開を図っていくこととしております。その中のまちづくりの基本姿勢として、市民と行政との信頼の確立を踏まえて、市民力改革、行政力改革に積極的に取り組むことを重要課題としております。これらを推進するに当たって、今後の地方自治体の自主財源の確保を含めた自主自立、決定を前提にした場合、だれがどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定める条例中の条例と言われるいわゆる自治体の憲法を策定し、地域の課題は地域で解決していくことを原則に自治の主役である市民の権利と義務、市民の信託を受けた市長と行政職員並びに市民の責務や役割などを明確化し、住民自治の理念と仕組みを定める必要があると考えます。既に全国では90を超える自治体が制定しており、県内においても小美玉市が本年4月の制定を予定しているところであり、今後もさらにこの動きが加速するものと考えます。当市においても市民参加、協働の推進あるいは情報共有、情報公開の上に立った行政力、市民力を高める立場からも、自治基本条例制定に向けた取り組みを進めるべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

4つ目、介護予防のための体操教室の普及についてであります。高齢化の進展に伴い、

医療費の質，量の増加等によりその医療費が年々増加傾向にあり，今後ますますこの傾向は続くものと想定されます。したがって今後は病気疾患者の減少と医療費の減少を念頭に徹底した予防対策，すなわち病気にならない施策，病気になっても軽度で済むとの施策展開が急務であろうと考えます。そこで，要介護者や医療給付費の抑制を図るため平成18年4月から筋力トレーニングなどの介護予防の導入がされたところであります。本市においても，いきいきヘルス体操講演・講習会の開催等々，拠点的対応を行っていることについては承知をしておりますが，疾病の予防や健康の保持，増進は日常ふだんからの取り組みが極めて大事であると考えます。今後はこれらを市内全域において日常的活動を図るための，シルバーリハビリ体操指導士の養成拡大を行い，拠点的配置活動を前提に取り組んでいくべきと考えますが，ご所見を承ります。

大きい5つ目です。市民活動災害補償制度の導入についてであります。現在市民によるボランティア活動は，地域子ども安全ボランティア，自警団等々を初めとする各種の多くの団体が，社会・行政活動に貢献するボランティアとして，無償の活動を行っていただいております。今後さらに市民との協働により，市民，団体との活動は増加していくものと考えられます。したがってそのコミュニティの発展，充実を図る観点から，市民活動や市民ボランティア活動中の事故，けがなどに対応できる，市民活動災害補償制度を導入し，市民団体の負担軽減を図るべきと考えます。現在は，市民活動それぞれ，行政の担当部門が異なるため必ずしも全体の活動内容が十分把握できていない状況にあり，万一の場合の災害保険の加入，未加入の有無，重複加入の問題など，整備すべき状況にあると考えます。今後新たに組織として設置される市民協働推進課において，一元的にその基盤整備を図り，市民活動災害補償制度の整備も図るべきと考えますが，ご所見を承ります。

大きい6番目。頑張る地方応援プログラムへの対応についてであります。本件については3月9日の同僚議員の一般質問と同様の趣旨でありまして，先日その取り組み姿勢が示されました。私自身も一定の理解をしておりますので，質問そのものは省略したいと思います。本市においても新総合計画に基づく，人と地域の元気づくり，ストップ少子化若者定住等の戦略を踏まえ，積極的なプロジェクトによる策定を前提に，4月から5月の第一次応募を行い，結果3年で約9,000万円の支援策の実現をお願いしたいところであります。なお幸いにも，当地出身の国会議員もおられますので，ご指導ご支援をいただきつつ実現に向けて進められるよう重ねて要望しておきたいと存じます。以上で1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 茅根議員の一般質問の中で，1点目の税込確保について，その中で特に総務部関係について順次ご答弁を申し上げます。

徴収体制の充実について，滞納整理特別体制あるいは全庁的な取り組みの考え方という1点目でございます。特に徴収体制の充実でございますが，合併後の新たなまちづくりを

展開するために、自主財源である税の確保、これが最重要課題として認識をし、徴収体制の強化を現在図ってきたところでございます。具体的には、本庁の中の契約管財課の職員と税収そのものは税務課が担当でございますが、税務課の職員を日常的に協力を得まして2人1組の6班体制、日常業務の中でさらにこの体制を確立しまして、年間スケジュールを作成し、目的意識を持ったきめ細かい滞納整理を行うということで、取り組んでまいりました。その中で4つの柱を立てたということで、平成17年度のみ滞納者を対象にして、滞納額をどんどん後にふやさないということで、取り組んだと。さらに平成18年度現年度の未納者対策、それと複数年の未納者対策、それと分納不履行者の対策、これらを行ってきたわけでございます。その結果を参考までに申し上げますと、滞納整理に出た職員数、これを18年度どのくらいふやしたかということで参考までに申し上げますと、16年度は年間通じて140人で行ってまいりました。これが17年度に575人とふやしました。さらに18年度732人ということで、これは延べの滞納整理に携わった職員でございますが、行ってきたと。それと、納付の誓約書をとった件数。滞納整理の中で、参考までですが、平成16年度に44件しかとれなかったというのを、平成17年度に124件、18年度に256件の納付誓約をいただいた。さらに現金取り扱い金額で申しますと、平成16年度が1,090万、約でございます。平成17年度が3,410万、平成18年度が6,410万と大幅な滞納整理の成果を上げてまいりました。そういう中で、市の市税と国保の徴収額となりますと、国保関係がやはり大きな滞納も入ってございます。そういう中で参考までの数字ですが、滞納整理で徴収した額ということで、平成16年度8,700万、平成17年度1億1,800万、平成18年度が1億5,100万ということで、それぞれ市税と国保税あわせた滞納整理を行ってきている状況でございます。

さらに18年度におきまして、滞納者の預金の扱い、これにつきまして、差し押さえというのを他市と同じように当市も考えまして、債権機構あたりとも協議をして内容を進めてまいりました。その中で平成18年度に預金の滞納差し押さえ件数ですが、32件、220万程度これらについても現在行って、一定の成果を納めてきているところでございます。

そういう中で平成19年度は議員ご提言ありましたが、三位一体改革が当然実施をされた中で、税源移譲というのが入ってまいります。これらの所得税から個人住民税への税源移譲の年に当たりまして、税率引き上げが6月から実施され、市への移譲額が約5億1,900万になります。さらにこれに県税分を加えますと、13億4,100万という、新たに市民税に賦課し徴収をするということになってまいります。

当市の滞納者の実態でございますが、所得200万以下の滞納者というのが、69.9%、10万以下の滞納者が76.7%を占めております。これらの税源移譲は所得200万以下が対象となってくる部分で、税源移譲による税の確保が緊急課題というふうにさらに認識をし、ことしの1月に税源移譲に対する徴収強化策というのを税務課において作成をし、内部で現在協議を進めているというような中でございます。

内容でございますが、納付誓約者の進行管理や財産調書、差し押さえの強化のための人員増、これを図らなければいけない。それと機動力確保のためにはやはり車が必要になってくる。それとさらに税務職員の研修強化ということで、それぞれのこういう強化策を現在検討しております。そういう中で、公用車の見直しを今年も行いまして、既に新たに車を購入するという事じゃなくて、現在の公用車の中からこの4月からさらに1台配車をふやして体制を強化しようという方向で現在進めているところでございます。さらに職員の配置などにつきましては、これらの徴収体制を強化し、きめ細かい滞納整理を行う中で、滞納者の生活実態これらを十分把握し、悪質な滞納者に対しては法に基づき差し押さえ等の滞納処分を引き続き行ってまいるといふ考えでいるところでございます。

次に滞納整理特別体制は全庁的な取り組みの考え方でございます。この間総務部、さらに保健福祉部とそれらの管理職を含めまして、国保と介護保険の職員につきましても年末と年度末に一斉滞納整理を行ってきてございます。ただこの滞納整理につきましても、従前は漠然と行っていたものを、さきに答弁を申しましたように、目標をきちんと設定をし、滞納者をふやさない目標の基本、それと年度末一斉滞納整理は平成17年度のみ滞納者に絞りまして、新たな手法で実施をしたということで行ってまいりました。そういう中で、この内容でございますが、まず4月に第1回目の納付催告を行って、さらにこれを受けまして、5月にそれぞれの一斉に家庭訪問を行った。さらに6月に2回目の納税催告を発送している。そして7月に財産調査開始の通告書をさらに発送して、そして最終的に継続した取り組みとして位置づけを行った結果、年度末一斉滞納整理で収納率69.7%という大きな成果を上げたわけでございます。これからも新たな取り組みを積極的に展開をし、その結果、検証、評価、これらをしまして、その後の全庁的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に高額滞納者及び常習滞納者の現状と具体策についてでございます。まず、市税の滞納状況を市税、県民税を含めまして、過年度分の滞納で申し上げますと、滞納額でございますが1万から5万円、これが滞納者は現在2,082人、金額で1,255万3,070円という数字になってございます。5万円から10万円これが滞納者数で456人、1,670万。10万円から50万で699人、1,750万。50万円から100万で96人、5,310万。さらに100万以上というのが51人いまして3億9,800万というような数字になってございます。このうち50万以上の高額滞納者につきましては、147人ございまして、4億5,198万9,147円ということで全体の75.5%でございますが、このうちゴルフ場1社で3億5万3,200円という全体の50.1%、これがゴルフ場1社で占めているというような現状になっているわけでございます。これは市民税を除いた市税の高額滞納者過年度分の整理状況でございますが、50万以上の108人4億3,700万に対しまして、現在分納中というのが67人、債権機構移管にしたものが13人、一部納付が2人、破産等による執行停止15人、生活困窮及び不納欠損というのが4人、預金等の財産調査中というのが3人、その他4人ということになっており、市税高額滞納者の96.3%

が何らかの形で整理をしている状況になってございます。これからもこの悪質な滞納者につきましては、茨城租税債権機構への移管を含めまして、さらに預金の差し押さえ等これらについても進めながら滞納処分を厳しく行ってまいりたいと考えております。

この中でしかし高額滞納でありましたゴルフ場2社につきましては、過年度分は解消できました。残りのゴルフ場1社で滞納額の先ほど申しました50.1%を占めているという現状がでございます。金砂郷町時代に茨城租税債権機構に移管した、移管期間満了ということで12月22日に徴収困難案件として返還され、不動産については差し押さえをしているものの、徴収不能の状態であり大きな課題となっている現状がでございます。

次に滞納整理に関わるタイヤロックあるいはコンビニ納付、祝い金の停止についての見解についてご答弁申し上げます。滞納整理に関わるタイヤロック、コンビニ納付、祝い金の停止についての見解でございますが、茨城県におきましては滞納額の多い自動車税について、平成18年度からタイヤロックによる滞納処分を導入し、さらに平成19年度から利便性を考慮し、コンビニ納付を実施しているとなっております。また、福祉関係の祝い金についても滞納世帯に対して支給を停止をしている市町村があるということは聞いております。まず、タイヤロックによる滞納処分でございますが、先ほど申しましたように、当市は所得200万以下が69.9%、10万以下の滞納者が76.7%を占めるという実状がでございます。車はそういう中で、ローンで購入をしていると推察いたしますと、滞納者本人の名義になっていない可能性こういうのが高いのではないかと考えております。車を特定する確認作業等を含めまして、ほかにも多くの課題がございまして、当面はこの滞納額の換金性が高く、滞納処分コストの低い生命保険等さらには預金、こういうのにつきまして差し押さえ等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次にコンビニ納付でございますが、市税の納付方法につきましては、現在市、銀行、郵便局、農協等への直接払いと銀行、郵便局、農協への口座振込みによる納入で行っております。平成17年度は市民税98.4%、固定資産税95.3%、軽自動車97.3%がいずれかの方法で納入をされている状況でございます。このコンビニ納付の利便性につきましては、十分承知をして検討をしておりましたが、納付書をコンビニ対応型にする必要がある、手数料が銀行などは無料だが有料となる、1件60円ぐらい高いと。さらに軽自動車等の低税額に対して高いコストになる等の課題も多いということになりまして、当市としては徴収実績もよい状況にあるため、導入は見送っているところでございます。引き続きこれらにつきましては、利便性も考えまして、検討はしてまいりたいと考えております。

さらに滞納者に対する祝い金支給の停止についてでございますが、市税の納入状況は、先ほどご答弁を申しましたように、常に県内上位にランクされているという現状がでございます。市民の税に対する理解が高いと感謝しております。議員ご発言のとおり、県内現在トップという徴収率を当市が守っているところでございます。しかしこの間の税制改正により、老年者の控除、さらに定率減税等が廃止され、国税、地方税合わせまして税負担が高くなってきていること、これらにより新たな滞納者がふえること、これらも考えられま

す。市としましては徴収体制を強化する中で、税収の確保を図りまして滞納世帯につきまして、福祉関係の祝い金の停止につきましては今のところ停止についての考えはございません。以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅使用料の滞納状況と具体的対策についてお答え申し上げます。初めに滞納状況についてでございます。平成19年2月現在の滞納者数は、現年度分及び過年度分の合計で93人、滞納額は2,594万円となっており、平成17年と比較し、9人、260万円余の増加となっております。自宅訪問に当たり、聞き取りを行いますと、その背景といたしましては多くの方が失業や離婚などに伴う収入の減少を訴えているところでございます。

次に具体的対策についてでございます。公営住宅はそもそも住宅に困窮する低額所得者の方に低廉な家賃で提供することを目的としてございますことから、その対応に当たりましては各世帯の経済状況や家族構成などを踏まえながら、納入依頼を行っているところでございます。具体的には毎月未納者に督促状を通知した上で、電話により納入を促す。あるいは夜間一斉滞納整理で自宅を訪問し、徴収してございます。平成18年度の実績につきましては、これまで夜間に延べ36日、約660世帯を訪問し、滞納整理を行ってきたところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 税収の確保についての中での給食費の滞納状況と具体的対策についてまずお答えをいたします。給食費の未納状況につきましては、18年度4月から1月末現在で見ますと、調定金額1億9,426万5,050円に対しまして、収入金額1億9,308万2,500円でございます。未納額が118万4,550円となっております。現段階での収納率が99.4%、未納率が0.6%という状況でございます。給食費の徴収につきましては、給食を受けている幼稚園長あるいは学校長から毎月調定書が給食センターに提出されまして、確認の上、市の口座に納入していただいておりますが、1回で調定金額が集まらない学校が幾つか出てきております。いわゆる未納者が出るわけでございますけれども、翌月あるいは翌々月に納められる場合が多々ありますので、会計閉鎖期には当然今の未納額118万4,550円をさらに縮小し、完納に向けまして学校と連携を強化し、遅延あるいは未納保護者に対応してまいりたいと考えております。

次に学校施設検討協議会の答申についてのご質問にお答えをいたします。答申における小中学校の適正規模、幼稚園のあり方、学校施設の整備についての答申の概要について、まずご説明を申し上げます。小学校の適正規模についてでございますが、学校の果たす役割等を総合的に判断し、児童が学校生活での仲間づくりができるためには、1学級20か

ら30人程度を前提として、本協議会としての考え方をまとめるということに書いてございまして、答申においては1学級20から30人程度というふうに答申の中では考えております。

中学校につきましても適正規模でございますが、中学校は生徒が多様な人間関係を通して社会性を培い、自主性を養うために重要な役割を果たすことが期待されており、特に人間関係が希薄になりがちな今日においては、中学校が多くの人、物、事とのかかわりを通して切磋琢磨し、豊かな人間関係の中で社会性を培って行けるような環境づくりを強く求められている。今後、単学級の増加や全校生徒数が2けたになるなど、小規模校化が進む状況にあり、学校運営や部活動にも支障を来すことが予想されることから、地域の理解を得ながら統合を進めるべきという提言でございます。

また、幼稚園のあり方につきましては、今後も幼稚園児の減少傾向が続くものと見込まれることから、園児数の少ない幼稚園については早急に対応を図ること、さらに園舎の老朽化の解消、保育時間の延長、通園バスのあり方、幼保一元化等についても検討すべきとの提言をいただいております。

さらに学校施設の整備についてでございますが、学校施設は多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習生活の場であり、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠である。また、地域の拠点となる施設であり、防災の面でも重要な役割を担っているため、早急に耐震化対策を行うべきであり、老朽化の度合いや耐震診断、統合等を総合的に考慮して、年次的計画的に学校施設の整備を図っていくべきであるというような提言をいただいております。

続きまして、答申を受けての学校施設整備の取り組みについてでございますが、児童生徒数の減少による統合を視野に入れながら、今年度末に調査結果が出る学校施設の耐震化優先度調査による順位づけ及び学校施設のそれぞれの老朽化の度合い等を考慮し、学校施設の整備計画を作成してまいります。

次に学区制の問題及び通学手段の確保についてでございますが、基本的には現在の学区制を維持することとしておりますけれども、児童生徒の個々の要件がある場合については弾力的な扱いをしていく必要があると考えております。また、通学手段につきましては、保護者等の意見も考慮いたしまして、児童生徒の負担軽減あるいは安全確保の面から通学バス等の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 税収確保についての中で、国保関係のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、平成19年1月末現在の国民健康保険加入者数でございますが、2万3,901人ございまして、世帯としましては1万2,071世帯となっております。また、国保税の平成19年2月27日現在の収納額でございますが、平成18年度現年度分につき

ましては、調定額17億1,575万6,800円に対しまして、14億3,420万7,100円となりまして、83.47%の徴収となっております。過年度滞納繰越分につきましては、調定額3億8,296万7,438円という中に対しまして、5,812万9,542円となりまして、15.15%の徴収となっております。なおこの未収額につきましては納期後におきまして、自主納付がかなりあるものと見込んでおりますが、今後その納付状況を把握するとともに滞納整理等を行ってまいりたいと考えております。

また、現在実施しております滞納整理の実施状況と今後の考え方というご質問にお答えを申し上げます。まず、滞納整理の実施状況につきましては、例年税務課と先ほどお話がありましたように、合同によりまして一斉滞納整理を12月と5月に実施をしているところでございます。国保単独でも滞納整理を実施しております。具体的には平成18年4月から平成19年2月までにおいて、延べ56人が出向きまして、滞納整理を行っております。また、国保の制度におきましては、納期限から1年を過ぎた未納者に対しまして、資格証明書交付の規定がなされております。当市におきましても税の公平性の確保及び個人の収入状況に見合った納税方法を見出し得る納税相談等の機会を図るため、資格証明書の交付を行っているところでございます。この資格証明書の交付方法と交付状況を説明いたしますと、平成18年度におきましては、短期被保険者証の期限が切れる7月と11月に340世帯の家庭へ、被保険者証の返還予告の通知を送付しております。それでも連絡がなく、接触の図れなかった方240世帯へ、返還命令を送付しておるところでございます。その送付後連絡がついた方につきましては、分納等の納付方法について納税相談を行うこととなりますが、連絡がつかない方につきましては、やむを得ず資格証明書を交付することになりまして、最終的には183世帯となったものであります。この手続におきましては157世帯の納税相談を受け、納税手続を行ってきております。なお、交付後であっても連絡がついた方につきましては、随時納税相談を行っているところでございます。

続きまして、今後の考え方につきましては、現在実施する臨戸訪問、それから納税相談等についてはより拡充を図るとともに、税の納期限を市民バス等にも掲示しておりますが、加入者等の方々には国民健康保険税の制度ですね、これをご理解いただくために国保税の納税意欲が高まるよう、制度パンフレットの戸別送付並びに広報車による広報活動、またより効率のよい効果的な広報活動を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、介護予防のための体操教室の普及についてのご質問にお答えをいたします。初めに平成18年度体操教室いきいきヘルス体操でございますが、この参加者についてご説明をいたします。ことし1月末現在で、保健センター事業の健康相談には63回開催をしております、延べ1,253人が参加をしております。社会福祉協議会の支部事業の中では18回を開催しております、延べ743人の参加をいただいております。そして平成19年度につきましては、平成18年度の実施状況を踏まえて、このいきいきヘルス体操をさらに各地区に拡大して開催し、介護予防を推進する考えでございます。なお、その際指導をいただくシルバーリハビリ体操指導士の人員も現在限られていますことから、地

区に、お話がありましたように日常的に取り入れるためには、指導者の人材育成は重要でございます。そこで育成につきましては、茨城県が育成する養成講習会に多くの方が参加いただけるよう、広報紙等を通して活用をし、周知をしてみたいと考えているところでございます。なお、資格取得後は地域で体操を普及していくことで、資格者が組織しているシルバーリハビリ体操指導士会というのがございまして、この会員になっていただくなどしていただきまして、市も指導士会を積極的に支援協力をしながら、いきいきヘルス体操が市内全域で普及し、介護予防につながるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 自治基本条例の制定についてのご質問にお答えいたします。議員ご発言のとおり、自治基本条例は市民との協働によるまちづくりを進める際の規範となるものであり、必要であると考えております。策定に当たっての課題として、策定における行政と市民との合意形成プロセスを確保することが最も重要であるとされており、また自治基本条例の位置づけ、個別条例との関係を明確にする必要もでございます。第5次総合計画の基本的な考え方は、自治基本条例の考え方と同じ方向性を持っておりますので、今後市民との協働により条例制定に向けて取り組んでまいります。

以上です。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 市民活動災害補償制度の導入についてのご質問にお答えいたします。

地域コミュニティ活動や市民ボランティアは地域社会の発展、住民福祉の向上、住みよいまちづくりに大きな役割を果たしております。市民が安心して活動を行っていく上では、事前に綿密な計画を立て、危険性がないか十分にチェックして事故を未然に防ぐことが一番大切なことであります。現在万一の事故、けがに備えた補償については、各分野の担当でそれぞれ保険に加入しておりますが、重複あるいは未加入もあることから安心して各種の市民活動に参加できるよう、基盤整備を行ってまいります。また、今後協働のまちづくりにおいて、地域コミュニティ活動や市民ボランティアに多くの市民が気軽に安心して参加できるよう、市民活動災害補償制度の導入を図るため、協議、検討していきたいと考えております。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 2回目の質問を行います。各事項について極めて丁寧な答弁をいただきました。私の方で、一定の理解をさせていただいたものを除いて、再度質問をさせていただきます。なお、滞納整理の問題については皆さんもご案内のとおり、払いたくと

も払えないなど、真にやむを得ない状況のご家庭については、それ相応の対応がある、あるいは対応があるということを前提に、極めて重要な税収の確保という観点からご質問をさせていただいております。なお、一方で公正、公平な税負担という側面でもあわせて質問させていただいております。

まず、1つであります。市民税の関連で1点伺いをいたします。県内の状況では徴収担当職員1人当たりの滞納者負担が、過重な市町村ほど徴収率も低いと、こうなっております。県の平均では、1人当たり705人の滞納者を持っているといわれております。全国徴収率トップの京都府の場合、1人当たり約300人の滞納者だといわれております。本市においては、関係職員の懸命な努力により、一定の成果が出ていることは先ほどご答弁を含めて承知をしております。承知をしておりますが、未納者、滞納者が常時、国保を含めて約6,000名の状態と言われている中で、徴収係9名とその他の応援体制も含めて地区別、担当別に6班体制となっております。結果1班が約1,000名の未納者あるいは滞納者を抱えるということになり、さらなる徴収率の向上あるいは税の公正、公平さの観点から、徴収担当部門への相当数の人員増を図り、その取り組みの充実をすべきと考えますがいかがでございましょうか。

2つ目は市営住宅費の滞納対策の関連であります。18年度実施の一斉滞納整理は、延べ36人、660世帯と言われました。この辺の収納状況と、その際の問題点というか課題というか、こういったものについてお聞きをしたいと思います。

それと16年度の滞納額が約1,700万、17年度が2,300万、18年度には2,600万と年々増加傾向にあることも事実であります。さらに計画的定期的なチェックあるいは督促体制が必ずしも十分とはとらえにくいと私は考えています。その辺の課題と今後の具体的対応について、再度伺いをしたいと思います。

それと、連帯保証人の誓約書を踏まえた具体的対応は、今後どのようにしていくのか、あわせて伺います。

給食費の滞納対策の関連でありますけれども、今年度1月末、先ほどご答弁の中にも含まれておりましたが、約120万の未納と過年度滞納を合わせると、約190万という状況下にあるようではありますが、給食材料、献立に何らかの影響が出るのではという懸念がよく質問されますが、この辺がどのようになっておるのかをお聞きします。

それと給食費の収納あるいは徴収に当たってであります。地区によっては振込先をすべて農協指定となっているところもあるようであります。地区によっては、この辺については徴収あるいは振り込みの利便性を考慮し、最寄りの金融機関も振り込み可能となるよう、この際善処をしていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

国保税の関連ですけれども、国保税の18年度分は、現在約2億8,000万の未納と、過年度滞納繰越分は約3億2,000万となっております。このうち1ゴルフ社の関連については先ほど答弁があったとおりであります。これらに対し現在4名の徴収体制により、臨戸訪問、納税相談、短期保険証、資格証明書の発行等々業務を行っておりますけれども、

国保のより健全化のためには、体制の充実を図ってはいかがかと考えます。その辺についてお伺いをしたいと思います。

一方で広報活動であります。今後広報活動をしっかりやっていくという答弁がございました。さらに納税義務の意識高揚を図るという意味で、国保の仕組みはもとより滞納対策にきわめて重要だといわれている短期保険証あるいは資格証明書の扱いについても、年度当初に個別周知をあわせてされてはいかがかと考えますが、お聞かせを願いたいと思います。

続いて学校施設検討協議会の答申の関連でありますけれども、1点ご質問をいたします。答申内容によりますと、特に複式学級の問題について、複式学級が2学級になるときまでには教育委員会において何らかの対応を考える必要があるとの答申、各委員の強い思いが網羅されておりますけれども、これらについて時期の問題も含めて具体的に明らかにしていただければと思うのであります。特に20年度、複式学級が2学級となる金砂小、北小は19年度6学年で約50名程度になってしまうのであります。保護者の間では毎年どんどん減少し、教育は勉強だけではないと、運動会、遠足、マラソン、縄跳び、学年PTA等々その活動も大事な行事経験である。複式では十分でないとの不満、不安があるという話をよく耳にしておることも、あわせて付言をしておきたいと思えます。

次に自治基本条例の制定についてであります。策定準備に向けて検討するというご答弁をいただきましたので、本条例の策定においては、ご案内のとおり行政と市民とのコンセンサスプロセスを確保する必要が最も大事であります。広く市民の意見を聞くためのパブリックコメントや、タウンミーティング等の開催の必要性など、その策定作業にも時間を要することとなることから、できるだけ早い立ち上がりをお願いし、要望としておきたいと思えます。

次が体操教室の関連であります。1点質問させていただきます。健康の予防のために限られた拠点の集合開催、そして地区によっては年1回のみというような取り組みでは本来の予防対策にはなっていないのではないかと考えています。日常生活に根ざしたものとするためには、手法を変えて段階的に各地区に食生活改善推進委員のような配置、いわゆる各地区に指導士がいると、日常の中でできると、こういう配置を展望して、老人会の会合あるいはゲートボール等を初めとする各種各地区の会合の中で、日常的に取り組む体制づくりが必要と考えますがいかがでしょうか。健康予防対策、医療費の抑制策の観点からも計画的なシルバーリハビリ指導士の養成を図り、各地区普及拡大に努めていただきたいと思います。

最後に市民活動災害補償費の制度の関係であります。市民活動災害補償制度については、導入をしていただけるという答弁をいただきましたので、ぜひ新年度、組織されます市民協働推進課において、数多い市民活動の基盤整備を含めて取り組まれるよう、この点については再度要望をしておきたいと思えます。以上で2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 茅根議員の2回目のご質問にご答弁を申し上げます。徴収担当部門への相当数の人員増を図り、その取り組みを充実すべきではないかというようなご質問を受けました。平成19年2月13日付で茨城県総務部長から税源移譲に伴う徴収体制強化についてという通知が当市でも受けております。議員ご発言のとおり、その中に県内平均705人、京都府が300人ということは承知をしております。当市の場合は国保も含めると、最大ピーク時で6,000人というような滞納者が挙がっております。徴収体制強化に伴う人員増につきましては、先ほど申しました県の総務部長通知によりまして、税源移譲に対する徴収強化に基づき、徴収体制につきまして、当市としましてもさらなる強化を図らなければならないものと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅使用料の滞納対策等について、お答え申し上げます。まず平成18年度実施の一斉滞納整理の収納状況とその際の問題点についてでございます。一斉滞納整理、これは1班2名の2班体制にて毎月実施しているものでございまして、その実績としての現金徴収金額につきましては115万4,400円となっております。また一部の滞納者の方におかれましては、不在がちの方もおられまして、そのような場合には連帯保証人の方へ事情をお話しし、本人への滞納家賃の納入をお願いしてございます。いずれにいたしましても、滞納は一たん始まりますと恒常化する傾向がございますことから、滞納が初期のうちいかに早く納入いただくかが課題となっております。

次に、今後の具体的対応についてでございます。今後の市営住宅使用料の徴収に当たりましては、ご指摘をいただきましたように、これまで以上計画的、定期的なチェックを図るとともに、一層滞納整理を強化し徴収率の向上に努める一方、連帯保証人に対しましても滞納の解消に向け協力いただけるよう督促してまいりたいと存じます。あわせて制度整備といたしまして、社会的公正及び社会的弱者の救済のバランスを踏まえつつ、県が定めます県営住宅家賃滞納整理要領を参考に、分割納付、悪質滞納者に対する措置及び住宅の明け渡しや訴訟の提起など、法的措置を含む手続を定める滞納整理要領の制定につきましても検討させていただきます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 教育関連の再度のご質問にお答えをいたします。まず給食費の滞納状況と関連をいたしまして、献立に何らかの影響が出るのではないかというご質問でございました。給食は国が示している平均所要栄養量とそれに基づく食品構成表を根拠にしてつくっております。この摂取量を崩すことは考えておりません。従いまして、給食費の徴収につきましては、さらに学校との連携を強化し、対応してまいりたいと考えており

ます。

それからもう 1 点，地区によって振込先の金融機関が限定，偏っているのではないかと  
いうようなお話がございました。振り込み先の金融機関につきましては，学校と保護者と  
の間で話し合いを続けて決定されたものではありませんけれども，この未納解消に向けて改  
めてまた学校関係者と協議をしていきたいと考えております。

続きまして，学校施設検討協議会の答申についての再度の質問にお答えをいたします。  
複式学級のある学校の統合について，時期の問題も含めて具体策についてということでご  
ざいます。答申の中で複式学級が 2 学級になる前に対応を考えるべきという提言をいただ  
いております。教育委員会といたしましても，この答申を尊重いたしまして，平成 20 年  
度に複式学級が 2 学級になる小学校 3 校，北小学校，金砂小学校，瑞竜小学校につきまし  
ては，複式学級が 2 学級になる前に適正規模になるよう統合に向けて取り組みを始めてお  
ります。

すでに北小学校，金砂小学校については P T A の役員の方との懇談会を行いました。他  
の学校についても近いうちに実施をする予定になっております。早い時期に保護者，地域  
の方々等への説明会等の開催に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 国保関係の税収の確保についてということと，それから体  
操教室につきまして，2 回目のご質問にお答えをいたします。税収の確保については 1 点  
目の体制の充実ということでございます。保険年金課におきましては，新年度から医療費  
対策の改善を図るための医療費対策係を新設する予定でございます。1 課 3 係体制で国保  
の健全化を進める方針でございます。これによりまして，従来に係においては，賦課徴収  
それから給付資格に専門的に取り組むことが可能となりますので，国保税収納対策につき  
ましても，より効果的に実施できるものと考えております。

また 2 点目の広報活動に当たりましては，議員ご指摘のとおり新年度におきましては資  
格証明書，それから短期保険証の制度にかかるパンフレットを作成しまして，個別に周知  
を図ってまいりたいと考えております。

それから次に平成 18 年度における健康いきいきヘルス体操の実施場所，参加人数等  
について紹介をいたしますと，まず保健センターで実施しております保健教室関係でござ  
いりますが，太田地区の実施場所につきましては，ふれあいセンター，集会所，または社務  
所等で実施しまして，延べ 445 人が参加しまして，1 回平均 15 人の参加でございまし  
た。それから金砂郷地区の実施場所につきましては，やはり保健センター，それから農村  
集落センターなどで実施をしております，延べ 485 人の参加がございまして，1 回当  
たりの平均で 24 人の参加となっております。水府地区でございますが，ふれあいセンタ  
ー，集落センターなどで実施をしまして述べ 158 人，1 回当たり平均 23 人の参加とな  
っております。里美地区の実施場所につきましては，ふれあいセンター，集会所などで実

施しまして、延べ165人の参加で1回当たり28人の参加となっております。全体合計としましては、63回で45会場で、延べ1,253人の参加となっております。指導士につきましては137人でした。また社会福祉協議会で実施した内容でございますが、ふれあいセンター、総合福祉会館、集落センターなどで延べ18回を実施しまして12会場でしたが、743人の参加をいただいております。指導士は延べ35人でした。日常的に取り組むためのシルバーリハビリ体操士の養成につきましては、先ほどもお答えしておりますが、広報紙等による普及啓発や県の養成講習会への積極的な参加を呼びかけるなど、また県立の健康プラザに依頼をしまして、特別枠で本市専用に養成講習会を開催していただくなどしまして、積極的に養成に努めてまいりたい。講習を受けられる方が地域の身近なところで活動がされますよう、町会、老人クラブ、社会福祉協議会を初め、関係機関、関係団体と連携のもとに、いきいきヘルス体操の普及に努めてまいりたいと考えております。

課題等につきましては、普及に当たって活動をするに当たっての介護予防のためのシルバーリハビリ体操指導士の養成の参加と申しますか、またはその指導士の数、または参加する人の数、人集めが一番課題なのかなというふうに思っているところでございます。具体的な今後の方策としましては、庁内に関係課で構成します、常陸太田市の健康づくりプロジェクトを組織しまして、横断的、積極的にこれらに対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 3回目、2点ほど質問をして私の質問を終わりますけれども、先ほど建設部長のほうから滞納の関連の対策は初期の対応が極めて大事だと、こういうお話がございました。私は全く住宅使用料にのみならずほかの滞納対策も全くそのとおりだと思っています。そういう意味で一生懸命やってはいただいておりますけれども、さらに税の確保という観点から、あるいは公正、公平の観点からぜひご努力をお願いしたいと思っています。そのうち、市営住宅の1点でございますけれども、先ほどの答弁の中で悪質滞納者に対する措置あるいは分割納付に関して、県営住宅家賃滞納整理要領を踏まえ検討していきますという話がございました。ぜひお願いしたいんですが、年々増加する滞納額を考えれば早急に検討結果を出して、滞納整理の実務に資するべきと考えますが、最後ご答弁願いたいと思います。

そして2つ目、ご承知のとおり国の三位一体の改革は、その税源移譲に伴い今後は各市町村に配分される交付税は、移譲額をすべて先ほど県税も含めて約15億という話がありました。徴収したとみなして算定されているため、市独自で十分な税収が確保できなければ、交付税削減の影響でさらに財源不足に陥ることになるということでありまして。それらを踏まえ、今回特に滞納対策に視点を置いて質問させてもらいましたけれども、今後も滞納整理に当たっては、今全データがばらばらですから、国保も市民税も市営住宅料も、

収納情報の一元化を図って、市税、国保税、市営住宅使用料等々の重複滞納者の名寄せ把握を行い、徴収体制の一元化プロジェクト等による徴収体制の強化と効率化を図っていくべきだと考えますが、この点に関しまして最後に市長のご所見を伺って私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 茅根議員の各種税あるいは使用料に関します滞納整理に関しまして、先ほど来、真摯なご意見をちょうだいをいたしました。これからの基本的な考え方でございますが、税の公平性さらには財源の確保、それも今地方税への税源移譲が行われている中で、これからも滞納がふえる方向の要件が多くあるわけでありまして、そんなことを踏まえまして、納めたくとも納められない人、それから悪質な滞納者といえますか、こういうことはきっちりと区分けをしながら滞納整理をしていく必要があると基本的には考えているところでございます。そういう中で、この4月からの機構改革におきまして、税務課内には納税推進係を、そしてまた保険年金課の中には医療費対策係、それから住宅等の使用に関してでございますが、都市計画課の中に住宅係をそれぞれ新設をいたしまして、これらの滞納整理を中心とした、税の徴収率の向上に努めてまいりたいと思います。

体制的には、今考えておりますのはこの税務課の納税推進係には増員をしてやっていきたい。そういうふうに今考えまして、人員の割り振りをやっているところでございます。さらに、効率的な納税、滞納整理をしていくという観点からは、議員からもご提案のありましたような、名寄せ等を行いまして、ばらばらに滞納整理をするのではなしに、データの一元化を図りながら、その中で効率的な滞納整理も努めていく必要があるというふうに思うところであります。

滞納整理の体制の強化、加えまして手段、手法についてもこれを見直し、検討をして先ほど言いました効率的な滞納整理に努めていきたいと今考えているところでございます。